

1 今回の地域防災計画の主な修正内容

(1) テーマⅠ 災害対応体制

(ア) 災害時重要拠点施設の強化

- ① 災害時重要拠点施設（災害対策本部や地方本部）の優先的な耐震化、停電に備えた太陽光パネルや非常用発電装置等の設置を推進する【充実】
- ② 庁舎内執務室の家具の固定等や早期機能復旧のための耐災環境を整備するとともに、定期的に確認を行う体制を整備する【新規】

(イ) 災害対策本部体制の見直し

- ① 原子力災害に備え原子力施設・関係機関との情報連絡やモニタリングに対応する「原子力班」を設置する【新規】
- ② 災害固有の突発的な業務に対応するためのプロジェクトチームを設置できる規定を設ける【新規】

(ウ) 災害対応力の向上

- ① 防災担当職員だけでなく、すべての職員が防災対応に必要な知識を身につけ、災害に即応できる人材を育成する【充実】
- ② 災害発生後からの初期対応（1週間程度）を時系列に、応急災害対策の項目ごとに行動計画を整備し、応急対策を迅速化する【新規】

(2) テーマⅡ 情報連絡体制

(ア) 県と市町村間の連絡体制の拡充

- ① 大規模災害発生時に必要な市町村等へ、衛星携帯電話や県グループウェアへのアクセス環境を備えた情報連絡員（リエゾン）を速やかに派遣する【充実】
- ② 災害発生直後に、ホットラインにより被災市町村の情報を収集する【新規】

(イ) 住民への情報伝達体制の強化

- ① 市町村は防災無線施設の耐震化とデジタル化を推進し、聴取可能範囲の確認に努めるとともに、広報車による伝達や自主防災組織等による声かけ、携帯電話への緊急配信メール等、あらゆる手段を用いて避難情報等が住民に迅速かつ確実に伝達できる体制を整備するとともに、その伝達手段をあらかじめ住民に周知する【充実】
- ② 通信施設が被災した際に災害時応援協定等により被災した市町村に代わってホームページを代理掲載の仕組みの構築を検討するとともに、住民自ら情報を入手できるよう携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知する【新規】

(3) テーマⅢ 住民の避難対策

(ア) 広域避難への対応

- ① 市町村間を越える避難を行う場合、要請により県が受入れ先の市町村との調整を行うとともに、県外への避難が必要になる場合には、全国知事会等との連携を図るなど、受け入れ先都道府県との調整スキームを整備する【新規】
- ② 県と関係団体が連携して、入院・入所者等を広域避難させる際の受入元、受入先の病院・施設間等の連絡調整機能を担うとともに、その症状等に応じた輸送手段の確保や、避難・搬送計画を実施する【新規】

(イ) 災害時要援護者への支援充実

- ① 高齢者、要介護者等が安心して避難生活を送ることができ、生活支援が受けられる福祉避難所の指定を進め、受入体制を構築する【充実】
- ② 避難所において、女性が積極的に運営に参画し、男女共同参画や要援護者等に配慮した環境を整備する。また避難生活において女性や高齢者、乳幼児、要援護者等の特有のニーズを満たす物資を供給する【充実】
- ③ 地域の中で住民同士が連携し、実践的な防災活動を定期的実施するとともに、地域の防災リーダーの人材育成等、防災教育を推進し、自助・共助の意識を醸成する【充実】

(4) テーマⅣ 物資の調達・供給

(ア) 物資の確保

- ① 地域防災計画において災害時応援協定を明確に位置づけ、自治体間や民間事業者等と連携して物資を調達する【新規】
- ② ガソリン等燃料の安定的な確保や災害従事車両の優先給油のため、県石油商業組合と協定を締結し、国（災害対策現地本部等）と連携して燃料を確保するための体制を構築する（（イ）輸送手段の確保においても同じ）【新規】

(イ) 輸送手段の確保

- ① 県倉庫協会と災害時応援協定を締結し、民間倉庫を災害発生時の物資受入保管施設として活用する【新規】
- ② 倉庫協会、トラック協会が災害対策本部に参画することにより、物流の専門家が支援物資配送業務に積極的に関与する【新規】

2 次回以降の修正

- ① 災害対策基本法・その他関連法及び防災基本計画の改正及び新しい津波浸水想定による津波対策の修正等による見直し
- ② 初動対応（発災後約1週間の応急対応期Ⅰ）以外の部分の見直し 等

災害対策基本法改正（平成25年3月見込み）をふまえて計画の全体的な見直しを行う →
平成25年度以降に修正